

最終評価の基本的な考え方に当てはまらない場合の例

1. 1つの指標の中に複数の指標項目が設定されている場合で、個々の指標項目の評価が一致しない場合について

<具体例>

- ・指標 1-16 朝食を欠食する子どもの割合
→ 1～6歳・7～14歳・15～19歳の男子/女子別に指標項目が設定されており、6つそれぞれについて評価した結果、1つにまとめて評価することとする。
- ・指標 2-8 産婦人科医・助産師数
→ 産婦人科医数と助産師数の2つの指標項目が設定されており、それぞれについて評価する必要がある。

2. 策定時には指標を設定しておらず、中間評価から設定した指標の場合について

<具体例>

- ・指標 1-9 性行動による性感染症等の身体的影響等について知識のある高校生の割合
→ 指標の見直しにより、第1回中間評価時に「避妊法を正確に知っている18歳以上の割合」から指標を変更したため、第1回中間評価後に設定された値と直近値とを比較して評価する。
- ・指標 1-14 思春期保健対策に取り組んでいる地方公共団体の割合
→ 第1回中間評価から指標として設定されているため、第1回中間評価の値と直近値とを比較して評価する。
- ・指標 1-15 (4-14再掲) 食育の取組を推進している地方公共団体の割合
→ 第1回中間評価から指標として設定されているため、第1回中間評価の値と直近値とを比較して評価する。
- ・指標 1-16 朝食を欠食する子どもの割合
→ 第2回中間評価から指標として設定されているため、第2回中間評価の値と直近値とを比較して評価する。
- ・指標 4-13 乳児健診未受診児など生後4か月までに全乳児の状況把握に取り組んでいる市町村の割合
→ 第1回中間評価から指標として設定されているため、第1回中間評価の値と直近値とを比較して評価する。

3. 策定時とはデータの集計方法が異なるため、単純比較できない場合について

<具体例>

- ・指標3-14 心肺蘇生法を知っている親の割合

→集計方法が同じである第1回中間評価の値と直近値とを比較して評価する。

- ・指標3-19 事故防止対策を実施している市町村の割合

→集計方法が同じである第1回中間評価の値と直近値とを比較して評価する。

- ・指標3-20 小児人口（10万対）に対する小児科医・新生児科医・児童精神科医師の割合

→（新生児科医師）集計方法が同じである第2回中間評価の値と直近値とを比較して評価する。

※（児童精神科医師）集計方法が同じである第2回中間評価の値と直近値とを比較して評価する。また、策定時及び第1回中間評価時についても同様の集計方法で算出する。

- ・指標3-21 院内学級・遊戯室を持つ小児病棟の割合

→集計方法が同じである第1回中間評価の値と直近値とを比較して評価する。